

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金条例および滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金条例(令和2年滋賀県条例第53号)および滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。(本則関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

議第 号

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金条例および滋賀県税条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和3年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

---

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金条例および滋賀県税条例の一部を改正する条例  
次に掲げる条例の規定中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附  
則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス  
属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染す  
る能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

- (1) 滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金条例（令和2年滋賀県条例第53号）第1条
- (2) 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）付則第30条第1項

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金条例新旧対照表（第1号関係）

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この条において同じ。)</u>の拡大により影響を受けた事業者の事業の継続の支援その他の新型コロナウイルス感染症に関する対策の円滑な実施を図るため、滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>第2条以下 省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下この条において同じ。)</u>の拡大により影響を受けた事業者の事業の継続の支援その他の新型コロナウイルス感染症に関する対策の円滑な実施を図るため、滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>第2条以下 省略</p>

滋賀県税条例新旧対照表（第2号関係）

旧	新
<p>本則 省略 付則 第1条から第29条まで 省略 （新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例） 第30条 第39条の12第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の同条第10項第1号に規定する耐震改修に係る契約を施行令附則第38条に規定する日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。</u>）およびそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき施行規則附則第28条第1項に規定するところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月31日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、第39条の15の2第1項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内に」とする。 2 省略 以下省略</p>	<p>本則 省略 付則 第1条から第29条まで 省略 （新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例） 第30条 第39条の12第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の同条第10項第1号に規定する耐震改修に係る契約を施行令附則第38条に規定する日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。</u>）である感染症をいう。）およびそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき施行規則附則第28条第1項に規定するところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月31日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、第39条の15の2第1項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内に」とする。 2 省略 以下省略</p>